

## ○川越市産業観光館条例施行規則

平成22年8月6日  
川越市規則第52号

### (趣旨)

第一条 この規則は、川越市産業観光館条例(平成21年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (休館日)

第二条 川越市産業観光館(以下「産業観光館」という。)は、無休とする。ただし、指定管理者(条例第三条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、管理上必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

### (利用時間)

第三条 産業観光館の利用時間は、午前九時から午後十二時までとする。ただし、会議室及びギャラリーの利用時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

### (利用の許可申請等)

第四条 条例第四条第一項の許可を受けようとする者は、会議室及びギャラリーにあっては川越市産業観光館利用許可申請書(会議室及びギャラリー用)(様式第一号)を、広場にあっては川越市産業観光館利用許可申請書(広場用)(様式第二号)指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第四条第一項の許可をするときは、会議室及びギャラリーにあっては川越市産業観光館利用許可書(会議室及びギャラリー用)(様式第三号)を、広場にあっては川越市産業観光館利用許可書(広場用)(様式第四号)交付するものとする。

### (原状回復)

第五条 条例第四条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る利用を終わったとき又は条例第五条の規定により、利用の許可の取消し若しくは利用の停止の処分を受けたときは、速やかに当該会議室等を原状に回復しなければならない。

### (指定管理者の指定の申請)

第六条 条例第十条第一項の規定による申請は、市長が指定する期限までに川越市産業観光館指定管理者指定申請書(様式第五号)に次に

掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- 一 一定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 条例第三条に規定する指定管理業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（指定管理者に係る告示）

第七条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

- 一 条例第十条の規定により指定管理者の指定をしたとき。
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を指定管理者に命じたとき。
- 三 指定管理者の名称又は主たる事務所の所在地の変更があったとき。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条まで及び次項並びに様式第一号及び様式第二号の規定は平成二十二年四月一日から、第五条の規定は同年十月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項前段に規定する場合における第二条、第三条第二項及び第四条並びに様式第一号及び様式第二号の規定の適用については、第二条中「指定管理者（条例第三条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「市長」と、第三条第二項及び第四条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第一号及び様式第二号の規定中「指定管理者」とあるのは「川越市長」と、「利用料」とあるのは「使用料」とする。

附 則（平成二十二年八月六日規則第五十二号）

この規則は、平成二十二年八月七日から施行する。

川越市産業観光館利用許可申請書（会議室及びギャラリー用）

年 月 日

(提出先)

指定管理者

申請者 郵便番号：  
 住 所：  
 氏名(団体名)  
 代表者：  
 電話番号：  
 担当者 氏名：  
 電話番号：

次のとおり利用の許可を受けたいので申請します。

確認

利用目的	催物の名称						
利用年月日（曜日）	利用時間	利用施設	人数	利用料	利用料 加算額	減免額	計
合 計							

主たる対象	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外	減免事由	
-------	---	------	--

利 用 条 件

そ の 他 必 要 な 事 項

様式第2号 (第4条関係)

川越市産業観光館利用許可申請書 (広場用)

年 月 日

(提出先)

指定管理者

次のとおり利用したいので申請します。

(申請者)

団体名

住所

電話番号 ( )

氏名 (代表者名)

受付 No.		利用目的			
物品の販売、興行 その他営業行為	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し			
担当者	住所	〒			
	氏名		電話番号 ( )		
利用年月日	年 月 日 ( )				
利用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
広場	利用面積	利用時間	利用料	利用料額	計
	m <sup>2</sup>	時間	円	円	円

※ 太線内だけ記入してください。

川越市産業観光館利用許可書兼領収書（会議室及びギャラリー用）

年 月 日

様

指定管理者

®

次のとおり利用を許可します。

利用目的	催物の名称						
利用年月日（曜日）	利用時間	利用施設	人数	利用料	利用料加算額	減免額	計
合 計							
主たる対象	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外		減免事由				
利 用 条 件						上記金額を徴収しました。	
そ の 他 必 要 な 事 項							

様式第4号 (第4条関係)

川越市産業観光館利用許可書兼領収書 (広場用)

年 月 日

様

次のとおり利用を許可します。

指定管理者



受付 No.		利用目的			
物品の販売、興行 その他営業行為	<input type="checkbox"/> 有り		<input type="checkbox"/> 無し		
担当者	住所	〒			
	氏名		電話番号	( )	
利用年月日	年 月 日 ( )				
利用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
広場	利用面積	利用時間	利用料	利用料 加算額	計
	m <sup>2</sup>	時間	円	円	円
利用条件					上記金額を領収しました。

様式第5号（第6条関係）

川越市産業観光館指定管理者指定申請書

年 月 日

（提出先）  
川越市長

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

⑩

川越市産業観光館の指定管理者の指定を受けたいので、川越市産業観光館条例第10条第1項の規定により申請します。